

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業 香川県内第106号 (令和8年8月20日認定決定)

株式会社香川ダイハツモータース (高松市)



企業が次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を支援するための行動計画を策定し、一定の要件を満たした場合に「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けると、認定マークを自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺・ホームページ・求人広告等に使用することができます。

計画期間中の主な取組等

【株式会社香川ダイハツモータースの概要】

- 労働者数 264人（うち女性57人）
- 本社所在地 香川県高松市香西南町410番地

【両立支援に関する取組および制度】

- 育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が利用できます。

【働き方の見直しに資する労働条件整備の取組】

- 店長会議で有休消化状況一覧表を用いて年次有給休暇の取得日数を周知し、取得者に偏りがないよう環境を整えました。
- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、年間5日の有給休暇の取得促進に取り組みました。

【育児休業等取得率】

- 計画期間内に女性労働者1名が育児休業を取得し、取得率は100%でした。
 - 計画期間中に男性労働者6名が育児休業を取得し、取得率は33%でした。
- ※計画期間：令和4年4月1日～令和7年3月31日

一般事業主行動計画の取組、くるみん・プラチナくるみん認定申請等については

香川労働局雇用環境・均等室 (tel 087-811-8924)

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2F

香川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

基準適合一般事業主認定通知書

株式会社香川ダイハツモータース

代表取締役 辻 喜雄 殿

貴社の令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの一般事業主行動計画については、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、通知します。



令和八年八月二十日

香川労働局長